



2023年2月13日

各位

会社名 HOUSE I 株式会社
代表者名 代表取締役社長 菅 祥紅
(コード番号：5035 東証グロース市場)
問合せ先 取締役兼 執行役員管理本部長 羽入友則
(TEL 03-4346-6600)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2023年3月30日開催予定の当社第27期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- 取締役会の監督機能をより強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るとともに、迅速な意思決定及び機動的な業務執行を行うことを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うとともに、取締役への権限委任に関する規定の新設等、所要の変更等を行うものであります。
- 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするための規定を設けるものであります。
- 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- その他、上記の各変更に伴う条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 (省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 (省略)	第2条 (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 (省略)	第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u>	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除)

現 行 定 款	変 更 案
4. 会計監査人	3. 会計監査人
<p>(公告の方法)</p> <p>第 5 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 (省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 (省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 8 条 (省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 (省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第 11 条 (省略)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 12 条 (省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 13 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット 開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 (省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 16 条 (省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 17 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 13 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会参考書類等のインターネット 開示とみなし提供)</u></p> <p>第 14 条 (削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 16 条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 17 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員数) 第 18 条 当社の取締役は、8 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(員数) 第 18 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、8 名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法) 第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (省略) 3. (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(選任方法) 第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり) <u>4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>
<p>(任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(任期) 第 20 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. (省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 22 条 (省略) (取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 22 条 (現行どおり) (当社による解除) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、こ</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>ときには、この期間を短縮することができる。</p>	<p>の期間を短縮することができる。</p>
<p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p>
<p>第 24 条 (省略)</p>	<p>第 24 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>第 25 条 (省略)</p>	<p>第 25 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議事録)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p>
<p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の委任)</p>
<p>(取締役会規程)</p>	<p>(取締役会規程)</p>
<p>第 27 条 (省略)</p>	<p>第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 29 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、それぞれ<u>区別して</u>株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(責任免除)</p>	<p>(責任免除)</p>
<p>第 29 条 (省略)</p>	<p>第 30 条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(員数)</p>	<p>(員数)</p>
<p>第 30 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p>第 30 条 (削除)</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第 31 条 (削除)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終</p>	<p>第 32 条 (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>(常勤の<u>監査役</u>)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(常勤の<u>監査等委員</u>)</p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会</u>は、<u>監査等委員</u>である取締役の中からその決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定する<u>ことができる</u>。</p>
<p>(<u>監査役会</u>の招集通知)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会</u>の招集通知は会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p>	<p>(<u>監査等委員会</u>の招集通知)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p>
<p>(<u>監査役会</u>の決議の方法)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p>	<p>(<u>監査等委員会</u>の決議の方法)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数</u>をもって行う。</p>
<p>(<u>監査役会</u>の議事録)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(<u>監査等委員会</u>の議事録)</p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(<u>監査役会</u>規程)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>(<u>監査等委員会</u>規程)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 38 条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 38 条 (削除)</p>
<p>(責任免除)</p> <p>第 39 条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除する</u></p>	<p>(責任免除)</p> <p>第 39 条 (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>ことができる。</p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
第 6 章 会 計 監 査 人	第 6 章 会 計 監 査 人
(選任方法)	(選任方法)
第 40 条 (省略)	第 36 条 (現行どおり)
(任期)	(任期)
第 41 条 (省略)	第 37 条 (現行どおり)
(報酬等)	(報酬等)
第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役</u> の同意を得て決定する。	第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て決定する。
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
(事業年度)	(事業年度)
第 43 条 (省略)	第 39 条 (現行どおり)
(剰余金の配当等の決定機関)	(剰余金の配当等の決定機関)
第 44 条 (省略)	第 40 条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第 45 条 (省略)	第 41 条 (現行どおり)
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第 46 条 (省略)	第 42 条 (現行どおり)
(附則)	(附則)
(新設)	(<u>監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除等の経過措置</u>)
	第 1 条 <u>2023 年 3 月開催の第 27 期定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除および監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款の定めによる。</u>

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 2023 年 3 月 30 日（木）

定款変更の効力発生日 2023 年 3 月 30 日（木）

以 上